

令和4年6月20日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則14—21（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則14—21（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の運用について（平成12年12月28日職職一465）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年7月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

第3条第1項関係

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第3条第1項関係

1 「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とする。

(1) 会社の議決権の総数に占める職員の有する議決権の割合が、株式会社にあつては3分の1以下、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社にあつては4分の1以下である場合

(2) 会社が人事院規則14-17第2条第2項に規定する技術移転事業者又は人事院規則14-18第2条第2項に規定する研究成果活用企業である場合であつて、職員が人事院規則14-17第4条第1項又は人事院規則14-18第4条第1項の規定によりその役員等の職を兼ねることについて承認されているとき。

(3) その他議決権の状況、事業の実施状況等から見て職務遂行上適当でないこととはなら

1～3 (略)

第3条第2項関係

1 この項第1号の「会社の議決権の総数に占める職員の有する議決権の数の割合」は、決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式をもって算定するものとする。

2 この項第3号の「人事院の定める場合」は、会社の議決権の状況、事業の実施状況等から見て職務遂行上適当でないこととはならない場合として人事院が認める場合とする。

第11条関係

1 (略)

2 第2条第4項の書類には、次の事項を記載するものとし、職員の人事記録の写しその他参考となる資料を添付するものとする。

(1) 第3条第1項及び第2項の基準に照らし職員の職務遂行

ない場合として人事院が認める場合

2～4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第11条関係

1 (略)

2 第2条第4項の書類には、次の事項を記載するものとし、職員の人事記録の写しその他参考となる資料を添付するものとする。

(1) 第3条第1項の基準に照らし職員の職務遂行上適当でな

上適当でないかどうかの見解

(2)・(3) (略)

いかどうかの見解

(2)・(3) (略)

別紙

株式所有状況報告書

文書番号	令和 年 月 日
人事院総裁 殿 (報告者)	
下記のとおり、国家公務員法第103条第3項及び人事院規則14-21第2条第1項の規定により、株式所有の状況について報告します。	
1 報告者	
氏名 (ふりがな)	()
所属	
官職	
職務内容	
2 所有する株式に係る会社	
名 称	
本店の所在地	
事業内容	
3 所有する会社の株式	
所有する株式の数	
取得原因	
取得時期	
4 所有比率	
会社の発行済株式の総数	
総数に占める所有する株式の数の割合	

別紙

株式所有状況報告書

文書番号	令和 年 月 日
人事院総裁 殿 (報告者)	
下記のとおり、国家公務員法第103条第3項及び人事院規則14-21第2条第1項の規定により、株式所有の状況について報告します。	
1 報告者	
氏名 (ふりがな)	()
所属	
官職	
職務内容	
2 所有する株式に係る会社	
名 称	
本店の所在地	
事業内容	
3 所有する会社の株式	
所有する株式の数	
取得原因	
取得時期	
4 所有比率	
会社の発行済株式の総数	
総数に占める所有する株式の数の割合	

5 議決権の状況	
6 役員兼業の状況	
7 その他参考となる事項	

- (注) (1) 1の「職務内容」の欄には、2の欄に記載される会社に対し行政上の権限の行使に携わること職務内容とする場合又は在職機関と当該会社との間の契約の締結若しくは履行に携わること職務内容とする場合は、その旨及び権限又は契約の具体的な内容を職務内容に併せて記載するものとする。
- (2) 2の「事業内容」の欄には、2の欄に記載される会社に対し行政上の権限の行使に携わること職務内容とする場合又は在職機関と当該会社との間の契約の締結若しくは履行に携わること職務内容とする場合は、事業内容を記載した上で、当該職務内容に対応する事業内容を括弧書等で明示するものとする。
- (3) 3の「所有する株式の数」の欄には、所有する株式に共有に属するものが含まれている場合は、共有に属する株式の数に共有部分の割合を乗じたものと共有に属さない株式の数とを合算したものと並びに共有に属する株式の数及び共有持分の割合を記載するものとする。
- (4) 3の「取得原因」の欄には、購入、払込み、相続、遺贈等の別を記載するとともに、払込み以外の場合は直前の所有者の氏名及び当該者と職員との関係（有価証券市場で購入した場合にあっては、その旨）を記載するものとする。
- (5) 5の「議決権の状況」の欄には、所有する株式に、議決権のない株式が含まれている場合には議決権のない株式の数を、議決権の行使について別段の定めがなされた株式が含まれている場合には当該株式の数及び当該定めの内容を記載するものとする。なお、議決権のない株式に議決権のある株式に転換する可能性のある株式が含まれている場合は、当該株式の数並びに転換の条件及び転換請求可能期間を併せて記載するものとする。
- (6) 6の「役員兼業の状況」の欄には、2の欄に記載される会社が人事院規則14-17第2条第2項に規定する技術移転事業者又は人事院規則14-18第2条第2項に規定する研究成果活用企業である場合であって、職員が人事院規則14-17第4条第1項又は人事院規則14-18第4条第1項の規定によりその役員等の職を兼ねることについて承認されているときは、根拠規定及び承認に付されている期限を記載するものとする。
- (7) 7の「その他参考となる事項」の欄には、職務遂行上適当でないこととはならないと思料される状況等がある場合に、当該状況等を記載するものとする。
- (8) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

5 議決権の状況	
6 役員兼業の状況	
7 その他参考となる事項	

- (注) (1) 1の「職務内容」の欄には、2の欄に記載される会社に対し行政上の権限の行使に携わること職務内容とする場合又は在職機関と当該会社との間の契約の締結若しくは履行に携わること職務内容とする場合は、その旨及び権限又は契約の具体的な内容を職務内容に併せて記載するものとする。
- (2) 2の「事業内容」の欄には、2の欄に記載される会社に対し行政上の権限の行使に携わること職務内容とする場合又は在職機関と当該会社との間の契約の締結若しくは履行に携わること職務内容とする場合は、事業内容を記載した上で、当該職務内容に対応する事業内容を括弧書等で明示するものとする。
- (3) 3の「所有する株式の数」の欄には、所有する株式に共有に属するものが含まれている場合は、共有に属する株式の数に共有部分の割合を乗じたものと共有に属さない株式の数とを合算したものと並びに共有に属する株式の数及び共有持分の割合を記載するものとする。
- (4) 3の「取得原因」の欄には、購入、払込み、相続、遺贈等の別を記載するとともに、払込み以外の場合は直前の所有者の氏名及び当該者と職員との関係（有価証券市場で購入した場合にあっては、その旨）を記載するものとする。
- (5) 5の「議決権の状況」の欄には、所有する株式に、議決権のない株式が含まれている場合には議決権のない株式の数を、議決権の行使について別段の定めがなされた株式が含まれている場合には当該株式の数及び当該定めの内容を記載するものとする。なお、議決権のない株式に議決権のある株式に転換する可能性のある株式が含まれている場合は、当該株式の数並びに転換の条件及び転換請求可能期間を併せて記載するものとする。
- (6) 6の「役員兼業の状況」の欄には、2の欄に記載される会社が人事院規則14-17第2条第2項に規定する技術移転事業者又は人事院規則14-18第2条第2項に規定する研究成果活用企業である場合であって、職員が人事院規則14-17第4条第1項又は人事院規則14-18第4条第1項の規定によりその役員等の職を兼ねることについて承認されているときは、根拠規定及び承認に付されている期限を記載するものとする。
- (7) 7の「その他参考となる事項」の欄には、職務遂行上適当でないこととはならないと思料される状況等がある場合に、当該状況等を記載するものとする。
- (8) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

以 上